

久方中学校 生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、名古屋市立久方中学校生徒会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、学校ならびに地域社会と協力して生徒の自主的な活動によって学校行事などの運営に参加し、望ましい学校生活をとおして将来よき社会人となるための資質を養い、本校の発展を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は、久方中学校の全校生徒を会員とする。

第4章 生徒議会

第4条 ① 各クラスからクラス委員として男女各1名を選出し、クラスの代表を務める。
クラス委員は議員として、生徒議会に出席する。

② 会長、副会長、執行委員、各種委員長は、議会に参加するが議決権はない。

③ クラス委員の任期は、前期・後期とする。

第5条 生徒議会は、生徒会活動全般にわたる事項を審議し決定する機関である。

第6条 生徒議会は毎月1回定期的に、議員の3分の2以上の出席をもって開き、なお必要に応じて臨時生徒議会を行う。

第7条 生徒議会の議決は、出席議員の過半数で決められ、可否同数のときは議長の意見による。

第8条 議長は、議員の中から選出する。

第5章 執 行 部

第9条 ① 執行部は、議会へ議案を提出し、その議決を執行する機関である。

② 執行部は、会長1名、副会長1名、執行委員4名までで構成する。ただし、1年生の前期、3年生の後期はこれらになることができない。

第10条 ① 会長、副会長、執行委員の任期は前期、後期とする。

② 執行委員は全生徒の無記名投票によって選出する。

③ 会長、副会長は、執行委員選出後、定員を超える場合のみ全校生徒の無記名投票によって選出する。定員内の場合は無投票当選とする。

第11条 会長は、本会を代表し会務を行う。

第12条 副会長は、会長を助け会長に事故があるときはその職務を代行する。

第6章 各種委員会

- 第13条 ① 生徒会には次のような各種委員会が組織され、各クラスから選出された2名（選挙管理委員は各クラス1名）の委員で構成する。ただし、保健委員と体育委員は各クラス男女各1名とする。なお、後期の3年生は選挙管理委員をおかない。
1. 生活委員会 週番活動を行い、規則正しい生活をすすめる。
 2. 美化委員会 校内の清掃、美化、営繕についての活動の企画・運営をする。
 3. 図書委員会 図書の貸し出し・返却および図書館の管理・運営をする。
 4. 保健委員会 保健衛生に関する活動の企画・運営にあたる。
 5. 体育委員会 体育に関する活動の企画・運営にあたる。
 6. 給食委員会 給食に関する活動の企画・運営にあたる。
 7. 選挙管理委員会 生徒会活動に関する選挙の管理・運営を行う。
 8. 特別委員会をおくことができる。
- ② 各種委員会の委員の任期は、前期・後期とし、その委員長、副委員長は委員の中から互選する。ただし、後期の3年生は、委員長になることができない。
- ③ 選挙管理委員は、他の委員を兼ねることができるが、生徒会役員選挙の立候補者や推薦責任者になることはできない。ただし、所属する学級で代わりの選挙管理委員を選び、選挙管理委員を降任すれば、立候補者や推薦責任者になることができる。なお、本来の任期の間に限り、委員降任者の復職を認めない。

第14条 各種委員会は定期的に委員会を開き、その決議事項を議会に提案し、議会の議決を得てそれを執行する。また必要がある場合は委員長が臨時に委員会を招集することができる。

第7章 顧問

第15条 顧問の先生は、本会の議会、委員会などに出席し指導助言をする。

第8章 最高決定権

第16条 校長は、本会の活動に関するいかなる問題についても最終決定権をもつ。

第9章 改正

第17条 本会則の改正は、全議員の3分の2以上の賛成を必要とし、全会員の過半数の承認を得たうえで学校長の承認を得なければならない。